

仕 様 書

1 委託業務名

三重県のジェンダーギャップ解消に向けた基本戦略普及版制作業務

2 業務の目的

三重県では主に経済分野におけるジェンダーギャップ解消に向けた取組の方向性等をとりまとめる、「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略（仮称）」を令和7年度に策定することとしている。

ジェンダーギャップの解消に向けては、あらゆる主体が連携し、オール三重で取り組む必要があることから、本業務では、県が策定した「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略（仮称）」を、県民や企業等に対して広く理解してもらうための工夫を凝らした普及版を制作することを目的とする。この冊子は、県民や企業等に対してジェンダーギャップに関する理解を深め、具体的な取り組みや意識向上を促進することを目指す。

3 業務の内容

県が策定する「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略（仮称）」に基づき、内容をより分かりやすくするために、文章のリライトやイラスト・図表の作成及び加工を行う。また、興味や関心を引く企画ページを作成し追加することで、「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略（仮称）」の普及版を制作する。

- (1) 別紙1「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略（仮称）目次案」の項目1～4について、県が策定する「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略（仮称）」を基に、文章のリライトやイラスト・図表の作成及び加工等を行い、より分かりやすくすること。
- (2) 県民や企業等に対してジェンダーギャップに関する理解を深め、具体的な取り組みや意識の向上を促進するため、読者の興味や関心を引きつける特集やコラム等の企画ページを複数制作すること。なお、県内企業の取組事例についての記事は、県が実施した先進的な取組を行っている県内企業に関する調査の結果を基に必ず作成すること。
(例：若手経営者座談会、有識者の対談記事、県が実施したアンケートの解析等)

【県から提供可能な資料】

- ・先進的な取組を行っている県内企業に関する調査報告（県内企業5社の取組事例、企業写真）
- ・三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略（仮称）検討会議有識者名簿（有識者の紹介）
- ・三重県「三重県人口移動実態調査・要因分析業務」における「経済分野におけるジェンダー・ギャップ指数が大きい背景の分析」
(<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001147196.pdf>)
- ・三重県「三重県人口減少対策調査分析業務」における「転出者女性の転出理由等に関するアンケート調査及びヒアリング調査」

(<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001193669.pdf>)

- ・三重県「男女共同参画とジェンダーギャップに関する県民意識調査」

(<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001184579.pdf>)

- ・三重県「三重県内事業所労働条件等実態調査」

(<https://www.pref.mie.lg.jp/SYUROU/HP/m0367300054.htm>)

(1)(2)を通した業務の手順は以下のとおり。

① 三重県との協議・調整

- ・本委託業務を進めるうえで、編集会議（オンライン可）を行うものとする。なお、会議を開いた際は議事録を作成し、速やかに三重県へ提出すること。

② 原稿の作成

- ・【編集方針】をふまえ、県から提出された資料をもとに文章のリライトを行うこと。
- ・【編集方針】をふまえ、図表や写真等のデータ加工及び編集、イラスト、グラフ等を作成し配置すること。（有料素材使用を含む）

【編集方針】

➤ 誰もが理解しやすい文章で記載する

専門的な用語や難しい言い回しはできるだけ使用せず、理解しやすいシンプルな言葉を使うことで、読者が内容をすぐに理解できるよう努める。

➤ イラストや図表を活用する

テキストだけでなく、イラストや図表、写真などの視覚的な素材を積極的に取り入れることで、情報をより分かりやすく伝え、読者が直感的に理解できるよう工夫する。

➤ 興味や関心を引きつけるレイアウトやデザインを心がける

テキストのフォントや色使いに工夫を凝らすことで、情報を視覚的に整理し、読みやすさを向上させる。また、段落や見出しを効果的に配置し、重要なポイントやキーワードを強調することで、読者の注意を引く。さらに、インパクトのある標題を付ける等により、読者が興味を持ち続けられるよう工夫する。

③ 企画ページにかかる業務

- ・企画提案コンペにおいて提案を行った企画ページについて、県と協議を行ったうえで制作すること。

④ 版下データの作成及び製本（印刷）

- ・印刷請負業者と面付け等の打ち合わせを行い、最終色校正校了紙と電子データを、県へ納品すること。県からの了解を得た上で、冊子の製本を行うこと。

4 規格・体裁

紙媒体とし、ページ数は60ページ以内（表紙・裏表紙は含めない）とする。

その他の規格や体裁について特に制限は設けないが、多くの県民や企業に読んでもらえるような提案を行うこと。

なお、別紙1「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略（仮称）目次案」の項目1～4までで30ページ程度を想定している。

5 業務に用いる資料

業務に用いる資料については、基本的に三重県から個別に提出される資料とする。但し、紙面の構成に必要なイラストについては受託者において入手すること。また、三重県から提出される資料以外に業務の目的達成のために必要な資料があれば提案し協議すること。

【業務に用いることが想定される資料】

- ・「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略（仮称）（中間案）」：令和7年10月下旬に提供予定
 - ・「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略（仮称）（最終案）」：令和7年12月上旬に提供予定
 - ・先進的な取組を行っている県内企業に関する調査報告（県内企業5社の取組事例、企業写真）：令和7年10月下旬に提供予定
 - ・3（2）において用いる資料
 - ・その他、必要な資料
- なお、各資料は進捗に応じて随時提供する。

【参考】

- ・「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略（仮称）」目次案は別紙1のとおり。
- ・「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略（仮称）」の検討状況については、以下の三重県庁公式ホームページを参照すること。

<https://www.pref.mie.lg.jp/JINKOU/HP/m0354400030.htm>

※別紙1「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略（仮称）目次案」の項目1～3については第2回会議までに議論済み。

6 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

7 成果品

（1）納品する成果品

- ①委託業務の実施内容を記載した「委託業務完了報告書」（A4判） 1部
- ②作成した冊子 1,200部
- ③作成した冊子が配送先に届いたことを証明する書類 一式
- ④当該業務の遂行過程で取得し、または作成した資料 一式
- ⑤ 上記②、④にかかる電子データ 一式

電子データについては今後の更新が容易となるよう配慮すること。なお、電子データの形式は県と協議のうえ決定すること。

(2) 成果品の納品期限

7 (1) ⑤: 令和7年12月22日(月) 12時まで

7 (1) ②政策企画部人口減少対策課への納品分 700 部: 令和8年1月19日(月) 17時まで

7 (1) ②政策企画部人口減少対策課への納品分 425 部: 令和8年2月13日(金) 17時まで

7 (1) ②別紙2「配付計画」に記載の配送先への納品分 75 部: 令和8年2月13日(金) 17時まで

7 (1) ①③④令和8年2月27日(金) 17時まで

(3) 納品場所・納品数

政策企画部人口減少対策課への納品及び別紙2「配付計画」のとおり配送。

①〒514-8570

三重県津市広明町13番地 三重県庁3階

三重県政策企画部 人口減少対策課

1箇所 1,125 部

②別紙2「配付計画」に記載の配送先

74箇所 75 部

8 業務遂行体制

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員について書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

9 その他

(1) 仕様書に記載のない事項については、三重県との協議により決定する。

(2) 業務における成果品およびデータ等を含むあらゆる制作物については、三重県が著作権を持つものとする。

(3) 本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な情報の管理、運営措置を講じること。また、電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、三重県または第三者が損害を受けた場合は、すべて受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(5) 委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

(6) 本調達にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和7年度環境物品等の調達方針 3 役務 印刷」の判断基準を満たすこと。(同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているので、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第6条の

規定により定める「環境物品等の調達に関する基本方針（令和 7 年 1 月） 22
－ 2 印刷」の「判断の基準」（基準値 2）を満たすこと。ただし、作成する印刷物の
印刷用紙において当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は代替
品を認める。

（参考）

「みえ・グリーン購入基本方針」「環境物品等の調達方針」【三重県ホームページ】

<https://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm>

「環境物品等の調達に関する基本方針」【グリーン購入法. net】

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

（7）その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

（1）受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除
措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等とい
う。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等
に遅れが生じる等の被害を生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

（2）受託者が、（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約から
の暴力団等排除要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づ
く落札資格停止等の措置を講ずる。